

全建事発第 54 号
平成 22 年 8 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
[公 印 省 略]

建設工事標準請負契約約款の実施について

標記については、中央建設業審議会において、平成 22 年 4 月より契約取引の
対等性の確保を図る観点から、契約約款の改正について審議が行われ、7 月 26
日に改正されました。

このたび中央建設業審議会より別添のとおり勧告がありましたので、通知い
たします。

以 上

国土交通省中建審第2号
平成22年7月26日

(社) 全国建設業協会会長 殿

中央建設業審議会会長
平井 宜雄



建設工事標準請負契約約款の実施について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）（昭和26年2月14日中央建設業審議会決定）及び建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）の実施については、かねてより御配慮賜っているところですが、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの課題が生じております。

これらの課題に対処するためには、書面による契約の促進や法令遵守の徹底等を図るとともに、契約当事者間で交わされる契約書の内容について、契約当事者間で責任・費用が適切に分担されるようにすることが重要であります。

このため、当審議会においては、平成22年4月より、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、同約款の改正に向けて審議を行ってきましたが、このたび、各約款を別添のとおり大幅に改正することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

なお、今回の主な改正事項と改正趣旨等につきましては、下記のとおりでありますので、遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

記

1. 各約款共通の主な改正事項

(1) 発注者を「甲」、請負者を「乙」とする呼称は、発注者が受注者に優位するとの印象を与えているおそれがあるため、「甲」・「乙」の略称表記を廃止し、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）、（乙）においては、「甲」を「発注者」、「乙」を「受注者」と、建設工事標準下請契約約款においては、「甲」を「元請負人」、「乙」を「下請負人」と表記する。

(2) 発注者と受注者とが対等な立場に立って協議し、建設工事における紛争の未然防止や迅速な解決を図るため、受発注者間の協議の段階から、公正・中立な第三者（調停人）を活用することができる規定を新設する。

2. 公共工事標準請負契約約款の主な改正事項

(1) 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。（第10条関係）

(2) 受発注者間の対等性を確保する観点から、工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨明確化する。（第21条関係）

(3) 公共工事からの暴力団等の排除のため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を新たに追加する。（第47条関係）

3. 民間建設工事標準請負契約約款（甲）の主な改正事項

(1) 現在民間建築工事において広く利用されている民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款との整合を図る観点から、規定内容の抜本的な充実を図る。

(2) 工事の出来高に応じた請負代金の支払いを促進するため、「民間建設工事

請負契約書」の「支払方法」について、出来高に応じた支払いとすることを例示する。(民間建設工事請負契約書)

(3) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)

(4) 善管注意義務を尽くしても生じた第三者損害及び契約目的物に基づく日照阻害、風害、電波障害等により生じた第三者損害について、発注者が費用を負担する旨明確化する。(第19条関係)

4. 民間建設工事標準請負契約約款(乙)の主な改正事項

(1) 個人発注者が未着工の段階で高い割合の前払金を支払い、請負者の倒産により大きな損害を被る事例があることにかんがみ、消費者である個人発注者の保護のため、工事の出来高に比べて過度な支払いとならないよう、「民間建設工事請負契約書」の「支払方法」について、契約後の標準的な代金の支払割合を例示する。(民間建設工事請負契約書)

(2) 契約当事者間の協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨の規定を新設する。(第1条関係)
(民間建設工事標準請負契約約款(甲)と同様の改正)

5. 建設工事標準下請契約約款の主な改正事項

(1) 元請負人が発注者から請け負った工事の全体工期をもって下請契約の工期としている事例があることから、下請契約においては、下請負人が実質的に工事を施工する期間を記載するよう、「建設工事下請契約書」の「工期」について、工期は下請負人の施工期間とすべきことを明確化する。(建設工事下請契約書)

(2) 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、発注者との連絡体制が確保される等一定の要件のもとに、現場代理人の

工事現場における常駐を要しないこととすることができる規定を新設する。

(第10条関係)

(公共工事標準請負契約約款と同様の改正)